

大学機関別認証評価

自己評価書

令和4年6月

北海道教育大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	3
	領域2 内部質保証に関する基準	6
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	19
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	25
	領域5 学生の受入に関する基準	30
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	36
	基準の判断 総括表	36
	教育学部	37
	教育学研究科	50

## I 大学の現況、目的及び特徴

### 1 現況

- (1) 大学名 国立大学法人北海道教育大学
- (2) 所在地 北海道札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	教育学部
大学院課程	教育学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和4年5月1日現在）

学生数	学部5,021人、大学院175人
教員数	専任教員数：355人、助手数：0

### 2 大学等の目的

北海道教育大学(以下「本学」という。)は、真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、豊かな教養と高い専門性を備え、地域を担う人材を養成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。（北海道教育大学学則第1条）

#### 【学部】

学部の課程及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。（北海道教育大学学則第13条）

- (1) 教員養成課程  
現代の学校教育現場の多様な課題に対応できる豊かな人間性、幅広い教養、知性並びに専門的能力を持ち、子どもを深く理解し、北海道の地域特性を活かした教育実践を創造的に展開する教員を養成する。
- (2) 国際地域学科地域協働専攻  
地域学の基本的知識、教育学的視点及び地域学を支える諸科学の専門知識を持ち、グローバル化した現代社会の地域学的問題を俯瞰的に捉え、国際的視野を持って地域社会の諸問題の解決のために積極的かつ主体的に行動できる人材を養成する。
- (3) 国際地域学科地域教育専攻  
地域の教育的課題解決に主体的に取り組み、特にグローバル化した現代社会に必要な国際性を持った子どもたちを育成するとともに、いじめ、不登校等の問題に苦しんでいる子どもや特別なニーズのある子どもの支援に先導的に取り組むことができる人材を養成する。
- (4) 芸術・スポーツ文化学科芸術・スポーツビジネス専攻  
芸術・スポーツ文化を活かしたマネジメントの知識及び組織の運営に関する実践的な能力を有し、芸術・スポーツを通じた地域活性化及びまちづくりに貢献するとともに、新しい文化ビジネスを創造できる人材を養成する。
- (5) 芸術・スポーツ文化学科音楽文化専攻  
音楽文化による地域の活性化を促すことができるとともに、音楽に関する専門的な知識、技法及び技能を有し、自らの創作活動を発信することにより、音楽文化を地域社会に広める人材を養成する。

- (6) 芸術・スポーツ文化学科美術文化専攻  
美術文化を地域社会に広め、美術による地域の活性化を促すことができ、表現者としても美術に関する深い造詣、豊かな技術及び諸問題を切り開く構想力を有する人材を養成する。
- (7) 芸術・スポーツ文化学科スポーツ文化専攻  
スポーツ文化を地域社会に広めスポーツによる地域の活性化を促すことができるとともに、スポーツに関する科学的知識及び技能を有し、スポーツ指導ができる人材を養成する。

### 【大学院】

大学院は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。（北海道教育大学学則第40条）

- (1) 学校臨床心理専攻  
心理臨床、教育臨床、発達臨床の各領域における専門的研究を深め、様々な心と関係性の問題の援助を必要とする幼児、児童及び生徒に対しての支援を有効に進めることのできる高度な専門的能力の形成を図り、子どもを理解する力、分析してアセスメントする力、発達を支援していく力、保護者、学校、専門機関等の間での連携及び協働をコーディネートする力、実践的課題を発見して研究的な側面からアプローチする力並びにこれらの応用的な能力を基盤として支える専門的知識等を身に付けた教員、心理士等を養成する。
- (2) 高度教職実践専攻  
学校現場における諸課題について、理論的・実践的研究を深め、教師としての使命を自覚し、学校全体を俯瞰して課題解決にあたるための高度な専門的能力及び実践力の形成を図り、子ども理解力、学習指導力、マネジメント力、連携・協働力及び実践的研究力を備えた人材を養成する。

## 3 特徴

北海道教育大学（以下、本学という。）は、4つの師範学校を前身とし、5都市（札幌、旭川、釧路、函館、岩見沢）に5つのキャンパスを有する教員養成大学として、東西500km、南北400kmにも及ぶ広大な北海道全域の教員養成の拠点を担ってきた。平成26年に、大学全体の教員養成機能の充実と強化を図るための抜本的な改革の一環として、新課程を発展的に解消した2学科を新たに設置し、「教員養成課程（札幌校、旭川校、釧路校）」「国際地域学科（函館校）」「芸術・スポーツ文化学科（岩見沢校）」の1課程2学科という現在の体制が整えられた。教員養成課程では「新しい教育課題に対応する指導力を修得できる（札幌校）」、「教科教育を深く学べる（旭川校）」、「地域に結びついた教育実践力を修得できる（釧路校）」といった各キャンパスで特色あるカリキュラムを展開しており、国際地域学科（函館校）では「国際的視野と教育マインドを持って地域を活性化する人材の養成」、芸術・スポーツ文化学科（岩見沢校）では「芸術とスポーツの持つ深くしなやかな力を用いて地域再生の核となる人材の養成」を特色としている。

本学の大学院教育は、平成4年度に教育学研究科修士課程を設置したことからは始まり、平成11年度には3専攻11専修へと拡張し、その後平成20年度に教職大学院（高度教職実践専攻）を設置した。令和3年度には、学校教員に求められる高度な実践的指導力を育成することを目指す教職大学院の更なる機能強化のため、修士課程の教員養成機能を教職大学院に集約し、学校臨床心理専攻（修士課程）と高度教職実践専攻（専門職学位課程）の2専攻に改組を行った。

教員養成拠点としての負託に応えるべく、不断の教育課程改革に取り組んでいる。北海道教育委員会において、「北海道における教員育成指標」（平成29年12月）が策定されたこと、また、平成27年度に設置した「教員養成改革推進外部委員会」及び「学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会」からの意見を踏まえ、平成30年度に教員養成課程の学位授与方針、教育課程方針及び教育課程編成基準を改正している。また、教職大学院と教育委員会の連携協定に基づき、教職大学院が実施する授業のうち教育委員会が研修として認めた授業を受講した者にラーニングポイントを付与し、入学後に単位としてみなすことができる仕組み「ラーニングポイント制度」を構築し、現職教員が教職大学院で学ぶ機会の提供や学校現場の課題に対応する授業提供を図っていく体制を整備した。

本学は、北海道教育大学憲章（平成27年9月改正）として内外に示しているように、常に「人間と地域の成長・発展を促す大学」として、生涯にわたってその成長を支援し、地域社会及び国際社会に貢献することを目標として掲げている。これを実現すべく、教育を軸に、人間と地域に関する学際的な探究、芸術とスポーツによる創造的な人間性開発を重ね合わせ、21世紀の地域社会をリードする幅広い職業人の育成が本学の使命である。

## II 基準ごとの自己評価

### 領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準 1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	<a href="#">1-1-1-01 基本計画書（令和3年度教育学研究科の改組）</a>		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目 1-1-1】 大学院において令和3年4月に改組を行い、地域が求める実践力と課題解決力を身に付けた高度な専門職業人を養成するため、修士課程の教員養成機能を教職大学院（高度教職実践専攻）へ移行した。これにより大学院を学校臨床心理専攻（修士課程）と高度教職実践専攻（専門職学位課程）の2専攻とし、教職大学院の入学定員を45人から80人に拡充した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式 1 <a href="#">認証評価共通基礎データ様式（令和4年度）</a>		
	・教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1-2-2） <a href="#">1-2-2 教員の年齢別・性別内訳</a>		
[分析項目 1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと			

<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
<b>基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること</b>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1-3-1）		
	<a href="#">1-3-1 教員組織と教育組織の対応表</a>		
	<a href="#">1-3-1-01 教育研究組織図</a>		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	<a href="#">1-3-1-02 北海道教育大学学則</a>	第2条、第3条、第9条	
	<a href="#">1-3-1-03 国立大学法人北海道教育大学運営規則</a>	第11条、第12条、第16条	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	<a href="#">1-3-1-03 国立大学法人北海道教育大学運営規則</a>	第20条～第22条	再掲
[分析項目 1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	<a href="#">1-3-1-04 北海道教育大学役員等名簿</a>		
	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-2）		
	<a href="#">1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</a>		
	<a href="#">1-3-2-01 令和3年度教授会・代議員会開催日程（学部代議員会資料）（非公表）</a>		
	・ 教授会等の運営規定等		

	<a href="#">1-3-1-03 国立大学法人北海道教育大学運営規則</a>	第24条～第25条	再掲
	<a href="#">1-3-2-02 北海道教育大学代議員会規則</a>		
	<a href="#">1-3-2-03 令和3年度第1回学部教授会議事要旨（非公表）</a>		
	<a href="#">1-3-2-04 令和3年度第1回研究科教授会議事要旨（非公表）</a>		
【分析項目1-3-3】 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
	<a href="#">1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</a>		
	<a href="#">1-3-3-01 令和3年度教育研究評議会日程表</a>		
	・運営規定等		
	<a href="#">1-3-1-03 国立大学法人北海道教育大学運営規則</a>	第9条、第26条	再掲
	<a href="#">1-3-3-02 北海道教育大学教育委員会規則</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

: 「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	<a href="#">2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧</a>		
	・明文化された規定類		
	<a href="#">2-1-1-01 国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則</a>		
	<a href="#">2-1-1-02 北海道教育大学自己点検評価委員会規則</a>		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	<a href="#">2-1-1-03 国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則第4条第1項に規定する委員会等を定める細則</a>		
	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	<a href="#">2-1-2 教育研究上の基本組織一覧</a>		
	・明文化された規定類		
	<a href="#">1-3-1-02 北海道教育大学学則</a>	第2条～第3条	再掲
	<a href="#">2-1-1-03 国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則第4条第1項に規定する委員会等を定める細則</a>	第2条第2項	再掲
	<a href="#">2-1-2-01 北海道教育大学の教育研究に関する委員会規則</a>	第3条第1項第2号	
	<a href="#">1-3-3-02 北海道教育大学教育委員会規則</a>		再掲
	<a href="#">2-1-2-02 北海道教育大学における教育課程の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>		
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	<a href="#">2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</a>		
	・明文化された規定類		
	<a href="#">2-1-1-03 国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則第4条第1項に規定する委員会等を定める細則</a>	第2条第2項	再掲
	<a href="#">2-1-3-01 国立大学法人北海道教育大学施設マネジメント委員会規則</a>		
	<a href="#">2-1-3-02 国立大学法人北海道教育大学情報化推進委員会規則</a>		
<a href="#">2-1-3-03 北海道教育大学附属図書館規則</a>			



	<a href="#">2-1-3-04 北海道教育大学学生支援委員会規則</a>		
	<a href="#">2-1-3-05 北海道教育大学キャリアセンター規則</a>		
	<a href="#">2-1-3-06 北海道教育大学国際交流・協力センター規則</a>		
	<a href="#">2-1-3-07 北海道教育大学入学試験委員会規則</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			
<b>基準 2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること</b>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類 <a href="#">2-1-2-02 北海道教育大学における教育課程の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>		再掲
[分析項目 2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域 6 の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式 2-2-2） <a href="#">2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧</a> ・明文化された規定類 <a href="#">2-2-2-01 教職課程の自己点検・評価に関する方針</a> <a href="#">2-1-2-02 北海道教育大学における教育課程の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>		第 2 条, 別表 再掲

<p>[分析項目 2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること</p>	<p>・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式 2-2-3）</p>		
	<p><a href="#">2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧</a></p>		
	<p>・明文化された規定類</p>		
	<p><a href="#">2-2-3-01 北海道教育大学における施設設備の管理運営に係る内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a></p>	第2条～第4条	
	<p><a href="#">2-2-3-02 施設維持管理マニュアル（2021年度版）</a></p>		
	<p><a href="#">2-2-3-03 北海道教育大学における情報セキュリティの内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a></p>	第2条～第4条、別表	
	<p><a href="#">2-2-3-04 北海道教育大学における附属図書館の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a></p>	第2条～第4条	
	<p><a href="#">2-2-3-05 北海道教育大学における学生支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a></p>	第2条～第4条、別表	
	<p><a href="#">2-2-3-06 北海道教育大学におけるキャリア支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a></p>	第2条～第4条、別表	
	<p><a href="#">2-2-3-07 北海道教育大学における交換留学生等支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a></p>	第2条～第4条、別表	
<p><a href="#">2-2-3-08 北海道教育大学における学生受入の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a></p>	第2条～第4条、別表		
<p>[分析項目 2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること</p>	<p>・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式 2-2-4）</p>		
	<p><a href="#">2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧</a></p>		
	<p>・明文化された規定類</p>		
	<p><a href="#">2-1-2-02 北海道教育大学における教育課程の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a></p>	第5条	再掲
	<p><a href="#">2-2-4-01 北海道教育大学教学アセスメント実施の方針（アセスメント・ポリシー）</a></p>		
	<p><a href="#">2-2-4-02 北海道教育大学教学アセスメント実施の方針（アセスメント・ポリシー）に基づくモニタリング実施要領</a></p>		
	<p><a href="#">2-2-4-03 北海道教育大学教学アセスメント実施の方針（アセスメント・ポリシー）に基づくモニタリング実施要領 別紙フロー</a></p>		
	<p><a href="#">2-2-4-04 令和3年度新入生調査 実施要項</a></p>		
	<p><a href="#">2-2-4-05 令和3年度授業改善のための学生による授業評価実施要項</a></p>		
	<p><a href="#">2-2-4-06 令和3年度大学生・大学院生学習調査実施要項</a></p>		
	<p><a href="#">2-2-4-07 令和3年度卒業時・修了時調査（令和4年2月実施）実施要項</a></p>		
	<p><a href="#">2-2-4-08 本学卒業生・修了生及び卒業生・修了生の就職先からの意見聴取に係る実施要項</a></p>		
	<p><a href="#">2-2-3-07 北海道教育大学における交換留学生等支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a></p>	第5条	再掲
	<p><a href="#">2-2-3-01 北海道教育大学における施設設備の管理運営に係る内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a></p>	第5条	再掲

<a href="#">2-2-3-05 北海道教育大学における学生支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>	第 5 条	再掲
<a href="#">2-2-4-09 北海道教育大学における学生支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項第5条に定める意見聴取の実施要領</a>		
<a href="#">2-2-4-10 令和3年度学生生活等実態調査実施要領</a>		
<a href="#">2-2-3-04 北海道教育大学における附属図書館の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>	第 5 条	再掲
<a href="#">2-2-4-11 北海道教育大学における附属図書館の内部質保証に関する自己点検評価実施要項第5条に定める意見聴取実施要領</a>		
<a href="#">2-2-3-06 北海道教育大学におけるキャリア支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>	第 5 条	再掲
<a href="#">2-2-4-12 北海道教育大学におけるキャリア支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項第5条に定める意見聴取の実施要領</a>		
<a href="#">2-2-4-13 令和3年度進路意向調査実施要項</a>		
<a href="#">2-2-4-14 令和3年度「卒業後の動向調査」の実施について</a>		
<a href="#">2-2-3-08 北海道教育大学における学生受入の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>	第 5 条	再掲
<a href="#">2-2-4-15 北海道教育大学入学試験等に関するアンケート調査実施要項</a>		
[分析項目 2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること		
・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式 2-2-5）		
<a href="#">2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧</a>		
・明文化された規定類		
<a href="#">2-1-1-01 国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則</a>	第 4 条～第 5 条、 第 10 条	再掲
<a href="#">2-1-1-03 国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則第4条第1項に規定する委員会等を定める細則</a>		再掲
<a href="#">2-1-2-02 北海道教育大学における教育課程の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>	第 3 条	再掲
<a href="#">2-2-3-01 北海道教育大学における施設設備の管理運営に係る内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>	第 3 条	再掲
<a href="#">2-2-3-03 北海道教育大学における情報セキュリティの内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>	第 3 条	再掲
<a href="#">2-2-3-04 北海道教育大学における附属図書館の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>	第 3 条	再掲
<a href="#">2-2-3-05 北海道教育大学における学生支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>	第 3 条	再掲
<a href="#">2-2-3-06 北海道教育大学におけるキャリア支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>	第 3 条	再掲
<a href="#">2-2-3-07 北海道教育大学における交換留学生等支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>	第 3 条	再掲
<a href="#">2-2-3-08 北海道教育大学における学生受入の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>	第 3 条	再掲

[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	<a href="#">2-2-6 実施の責任主体一覧</a>		
	・明文化された規定類		
	<a href="#">2-1-1-01 国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則</a>	第5条, 第10条	再掲
	<a href="#">2-1-1-03 国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則第4条第1項に規定する委員会等を定める細則</a>		再掲
	<a href="#">2-1-2-02 北海道教育大学における教育課程の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>	第7条	再掲
	<a href="#">2-2-3-01 北海道教育大学における施設設備の管理運営に係る内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>	第7条	再掲
	<a href="#">2-2-3-03 北海道教育大学における情報セキュリティの内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>	第6条	再掲
	<a href="#">2-2-3-04 北海道教育大学における附属図書館の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>	第7条	再掲
	<a href="#">2-2-3-05 北海道教育大学における学生支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>	第7条	再掲
	<a href="#">2-2-3-06 北海道教育大学におけるキャリア支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>	第7条	再掲
[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	<a href="#">2-1-1-01 国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則</a>	第5条, 第10条	再掲
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-2-3] 根拠資料「2-2-3-01_北海道教育大学における施設設備の管理運営に係る内部質保証に関する自己点検評価実施要項」第2条において、「評価基準、点検・評価の方法は別に定める。」としているものは、根拠資料「2-2-3-02_施設維持管理マニュアル（2021年度版）」がこれに該当する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <b>根拠資料とともに簡条書き</b> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
<b>基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること</b>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	<a href="#">2-3-1 計画等の進捗状況一覧</a>		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	<a href="#">2-3-2-01 北海道教育大学IRセンター規則</a>		
	<a href="#">2-3-2-02 IRセンターが定期的に必要とするデータと関係各課からの提出方法（通知）</a>		
	<a href="#">2-3-2-03 第一回卒業後の学生調査（IR室）に関する実施報告</a>		
	<a href="#">2-3-2-04 第一回卒業後の学生調査（IR室）に関する実施報告②</a>		
	<a href="#">2-3-2-05 第二回卒業後5年目調査に関する実施報告</a>		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	<a href="#">2-3-3-01 令和3年度新入生調査結果</a>		
	<a href="#">2-3-3-02 令和3年度大学生学習調査結果</a>		
	<a href="#">2-3-3-03 令和3年度大学院学生学習調査結果</a>		
	<a href="#">2-3-3-04 令和3年度授業評価集計結果</a>		
	<a href="#">2-3-3-05 教育実績に対する自己評価（2020年度実績）授業評価アンケート結果を受けた取り組み</a>		
	<a href="#">2-3-3-06 令和3年度卒業時調査結果</a>		
	<a href="#">2-3-3-07 令和3年度大学院修了時調査結果（修士課程及び専門職学位課程）</a>		
	<a href="#">2-3-3-08 令和3年度卒業・修了生アンケート結果</a>		
	<a href="#">2-3-3-09 令和3年度卒業生・修了生の就職先アンケート結果</a>		
	<a href="#">2-3-3-10 令和3年度卒業生、修了生の就職先からの聞き取り調査報告（岩見沢校）</a>		
	<a href="#">2-3-3-11 令和3年度教育実践交流会修了生との懇話会 4 キャンパスの概要の集約（教職大学院）</a>		
	<a href="#">2-3-3-12 令和3年度学生生活等実態調査報告書</a>		
	<a href="#">2-3-3-13 令和3年度進路意向調査（集計結果）</a>		
<a href="#">2-3-3-14 令和3年度進路意向調査結果データ（進路希望先経年動向分析）</a>			

<a href="#">2-3-3-15 令和3年度卒業後の動向調査結果報告書</a>		
<a href="#">2-3-3-16 令和3年度入試に関するアンケートの概要について（報告）</a>		
<a href="#">2-3-3-17 令和2年度「入学試験等に関するアンケート調査」の分析（入試分析アドバイザー）</a>		
<a href="#">2-3-3-18 施設維持管理点検所見に基づく要補修事項まとめ</a>		
<a href="#">2-3-3-19 令和3年度図書館利用者アンケート調査実施報告書</a>		
<a href="#">2-3-3-20 国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会規則</a>		
<a href="#">2-3-3-21 教員養成改革推進外部委員会による点検及び評価実施要項（平成27年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-22 教員養成改革推進外部委員会による点検及び評価実施要項（平成28年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-23 教員養成改革推進外部委員会による点検及び評価実施要項（平成29年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-24 教員養成改革推進外部委員会による点検及び評価実施要項（平成30年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-25 教員養成改革推進外部委員会規則第4条第2項に基づく意見の報告（平成27年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-26 教員養成改革推進外部委員会規則第4条第2項に基づく意見の報告（平成28年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-27 教員養成改革推進外部委員会規則第4条第2項に基づく意見の報告（平成29年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-28 教員養成改革推進外部委員会規則第4条第2項に基づく意見の報告（平成30年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-29 教員養成改革推進外部委員会の点検及び評価のまとめに対する本学の対応（平成27年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-30 教員養成改革推進外部委員会の点検及び評価のまとめに対する本学の対応（平成28年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-31 教員養成改革推進外部委員会の点検及び評価のまとめに対する本学の対応（平成29年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-32 国立大学法人北海道教育大学における学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価に関する規則</a>		
<a href="#">2-3-3-33 学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会による点検及び評価実施要項（平成28年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-34 国立大学法人北海道教育大学における学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価書（平成28年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-35 学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会による点検及び評価実施要項（令和元年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-36 国立大学法人北海道教育大学における学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価書（令和元年度実施分）</a>		

<a href="#">2-3-3-37 学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会による評価結果への改善策の検証に係る実施要項（令和2年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-38 学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会による評価結果への改善策検証結果報告書（令和2年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-39 今後の教員養成改革の実現にあたる組織の設置について</a>		
<a href="#">2-3-3-40 教員養成改革協議会各チームの到達目標等について</a>		
<a href="#">2-3-3-41 教員養成改革協議会成果報告書（チーム：DP・CP見直し）</a>		
<a href="#">2-3-3-42 教員養成改革協議会成果報告書（チーム：総括）</a>		
<a href="#">2-3-3-43 教員養成改革協議会成果報告書（チーム：講座別(13)）</a>		
<a href="#">2-3-3-44 教員養成改革協議会成果報告書（チーム：アクティブ・ラーニング及びカリキュラム・マネジメント）</a>		
<a href="#">2-3-3-45 教員養成改革協議会成果報告書（チーム：ICT活用）</a>		
<a href="#">2-3-3-46 教員養成改革協議会成果報告書（チーム：プログラミング教育）</a>		
<a href="#">2-3-3-47 教員養成改革協議会成果報告書（チーム：チーム学校）</a>		
<a href="#">2-3-3-48 教員養成改革協議会成果報告書（チーム：特別な支援を必要とする児童生徒への対応）</a>		
<a href="#">2-3-3-49 教員養成改革協議会成果報告書（チーム：道徳教育）</a>		
<a href="#">2-3-3-50 教員養成改革協議会成果報告書（チーム：総合的な学習の時間）</a>		
<a href="#">2-3-3-51 教員養成改革協議会成果報告書（チーム：キャリア教育）</a>		
<a href="#">2-3-3-52 教員養成改革協議会成果報告書（チーム：小学校外国語教育）</a>		
<a href="#">2-3-3-53 教員養成改革協議会成果報告書（チーム：現職教員の再教育）</a>		
<a href="#">2-3-3-54 カリキュラム改善策の検証実施要項（令和元年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-55 別表補足：教員養成改革協議会の提言への対応状況</a>		
<a href="#">2-3-3-56 カリキュラム改善策の検証報告書（令和元年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-57 カリキュラム改善策の検証について（令和2年度実施分）</a>		
<a href="#">2-3-3-58 カリキュラム改善策の検証に係る実施要項（令和3年度実施）</a>		
<a href="#">2-3-3-59 「国立大学法人北海道教育大学における学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価書」における改善に関する意見に対する本学の取組状況報告</a>		
<a href="#">2-3-3-60 教員養成改革推進外部委員会及び学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会による評価結果に対する改善策の検証結果報告書（令和3年度）</a>		
・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		

<p>【分析項目 2-3-4】                  質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する第三者による検証等の報告書</p> <p><a href="#">2-3-4-01 令和3年度北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻認証評価結果</a></p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目 2-3-3】                  平成27年度に、教育への社会の要請を受けとめ、その質向上を図ることを目的に「教員養成改革推進外部委員会」を設置するとともに、学生の声を本学の教育改革に反映することを目的に「学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会」を設置し、各委員会の提言等に対応している。平成29年度以降は、教育の喫緊の課題に対応するための組織として設置された「教員養成改革協議会」において、前途の委員会の提言等に対する改善策の進捗状況について確認しており、その後、組織の改廃を経て、現在は、教育委員会カリキュラム改善・開発部会のカリキュラム改善WGにおいて検証作業を継続している。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組 2-3-A】                  ・令和3年度から自己点検評価委員会を新たに設置し、大学が実施した自己評価書については、その結果を基に改善計画を作成する仕組みを設け、その後も進捗状況を確認しており、内部質保証体制が有効に機能している。</p>	<p><a href="#">2-3-A-01 本学における内部質保証の実施体制</a></p> <p><a href="#">2-3-A-02 令和3年度第3回自己点検評価委員会議事要旨（非公表）</a></p> <p><a href="#">2-3-A-03 令和3年度第4回自己点検評価委員会議事要旨（非公表）</a></p> <p><a href="#">2-3-A-04 令和3年度第5回自己点検評価委員会議事要旨（非公表）</a></p>		
<p>【活動取組 2-3-B】                  ・IRセンターでは各種調査の分析結果の概要や可視化を行い、大学運営に関する企画立案を戦略的・効果的に推進するための支援を行っている。</p>	<p><a href="#">2-3-B-01 学生の教員志望変化の理由－卒業生調査の自由記述を通じて</a></p> <p><a href="#">2-3-B-02 「教員」という職業に対して学生が抱くイメージと教育実習の効果を可視化する</a></p> <p><a href="#">2-3-B-03 教員養成フラッグシップ大学構想調書（要約版）</a></p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>・活動取組 2-3-A について、令和3年2月に内部質保証規則を改正し、全体的な内部質保証を統括する組織として令和3年度から自己点検評価委員会を新たに設置した。全学的な視点で点検・評価を行い、広く課題を共有するため、学長、理事、副学長に加えて、各部局の長であるキャンパス長、教職大学院長、学校臨床心理専攻長を構成員としている。大学が実施した自己評価については、その結果を基に改善計画を作成する仕組みとなっており、大学機関別認証評価の受審に向けて実施した「事前評価」において、改善を要する事項とされたアドミッション・ポリシー等や卒業生・修了生の主な雇用主からの意見聴取の仕組み等について関係委員会において見直しを行い、令和3年度末までに改善を終えた。</p>			
<p>・活動取組 2-3-B について、平成29年度に大学全体を横断的に捉え、学内の情報を集約・分析する「IR室」を設置し、専任教員2人を配置した。令和3年度に教学マネジメント及びエンロール・マネジメントを支援する教学IRとして「IRセンター」に改組した。IRセンターでは各種調査の分析結果の概要や可視化を行い、大学運営に関する企画立案を戦略的・効果的に推進するための支援を行っており、例えば教育実習が学生の教員志望動機に与える影響について分析し、その結果をもとに教育実習体系の見直しを含めた本学の教育課程改革の構想に繋げている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			



**基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること**

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	<a href="#">1-3-1-03 国立大学法人北海道教育大学運営規則</a>	第 5 条, 第10条	再掲
	<a href="#">2-4-1-01 国立大学法人北海道教育大学大学戦略本部規則</a>		
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	<a href="#">2-4-1-02 平成30年度第7回大学戦略本部会議議事要旨 (非公表)</a>		
	<a href="#">2-4-1-03 平成30年度第14回役員会議事要旨 (非公表)</a>		
<a href="#">2-4-1-04 令和 2 年第 1 回大学戦略本部会議議事要旨 (非公表)</a>			
<a href="#">2-4-1-05 令和 2 年度第 1 回役員会議事要旨 (非公表)</a>			

**【特記事項】**

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、**根拠資料とともに箇条書きで記述すること。**


**【基準に係る判断】** 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。  
 当該基準を満たす

**【優れた成果が確認できる取組】**

**【改善を要する事項】**

**基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること**

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式 2-5-1）		
	<a href="#">2-5-1 教員の採用・昇任の状況 (過去5年分)</a>		
	・明文化された規定類		
	<a href="#">2-5-1-01 北海道教育大学教員選考基準 (非公表)</a>		
<a href="#">2-5-1-02 北海道教育大学教員選考規則 (非公表)</a>			
<a href="#">2-5-1-03 北海道教育大学教員の選考に関する申合せ事項 (非公表)</a>			

	<a href="#">2-5-1-04 教育委員会との協定に基づく人事交流教員の選考等に関する要項（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-05 北海道教育大学大学院教育学研究科（高度教職実践専攻）の実務家教員に関する要項（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-06 北海道教育大学特任教員の選考等に関する要項（非公表）</a>		
	・ 学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	<a href="#">2-5-1-07 審査結果報告書（学部採用）（非公表）</a>		
	・ 大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	<a href="#">2-5-1-08 審査結果報告書（教職大学院昇任）（非公表）</a>		
[分析項目 2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・ 教員業績評価の実施状況（別紙様式 2-5-2）		
	<a href="#">2-5-2 教員業績評価の実施状況</a>		
	・ 明文化された規定類		
	<a href="#">2-5-2-01 北海道教育大学教員の総合的業績評価についての指針（非公表）</a>		
	・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	<a href="#">2-5-2-02 教員の総合的業績評価における各部門の評価方法（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-2-03 令和元年度教員の総合的業績評価集計表（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-2-04 令和2年度教員の総合的業績評価集計表（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-2-05 令和3年度教員の総合的業績評価集計表（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-2-06 学長表彰の実施について（通知）（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-2-07 学長表彰の実施要項（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-2-08 令和元年度 学長表彰 受賞者一覧（非公表）</a>		
[分析項目 2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・ 評価結果に基づく取組（別紙様式 2-5-3）		
	<a href="#">2-5-3 評価結果に基づく取組</a>		
	・ 反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	<a href="#">2-5-2-01 北海道教育大学教員の総合的業績評価についての指針（非公表）</a>		再掲
	・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	<a href="#">2-5-3-01 令和4年1月1日付け教員の昇給について（依頼）（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-2-07 学長表彰の実施要項（非公表）</a>		再掲
[分析項目 2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・ FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-4）		
	<a href="#">2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧</a>		

<p>[分析項目 2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式 2-5-5）</p>		
	<p><a href="#">2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</a></p>		
	<p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</p>		
	<p><a href="#">2-5-5-01 北海道教育大学職員配置図</a></p>		
	<p><a href="#">2-5-5-02 国立大学法人北海道教育大学事務局組織規則</a></p>		
	<p><a href="#">2-5-5-03 教育支援者配置状況表（R4.5.1現在）</a></p>		
	<p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</p>		
	<p><a href="#">2-5-5-03 教育支援者配置状況表（R4.5.1現在）</a></p>		再掲
	<p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料</p>		
	<p><a href="#">2-5-5-04 令和3年度ティーチング・アシスタント（札幌校）</a></p>		
	<p><a href="#">2-5-5-05 令和3年度ティーチング・アシスタント（旭川校）</a></p>		
	<p><a href="#">2-5-5-06 令和3年度ティーチング・アシスタント（釧路校）</a></p>		
	<p><a href="#">2-5-5-07 令和3年度ティーチング・アシスタント（函館校）</a></p>		
<p><a href="#">2-5-5-08 令和3年度ティーチング・アシスタント（岩見沢校）</a></p>			
<p><a href="#">2-5-5-09 令和3年度ティーチング・アシスタント（教職大学院）</a></p>			
<p><a href="#">2-5-5-10 令和3年度ティーチング・アシスタント（学校臨床心理専攻）</a></p>			
<p><a href="#">2-5-5-11 北海道教育大学スチューデント・アシスタント取扱要項</a></p>			
<p><a href="#">2-5-5-12 北海道教育大学ティーチング・アシスタント取扱要項</a></p>			
<p>[分析項目 2-5-6] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-6）</p>		
	<p><a href="#">2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</a></p>		
	<p>・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料</p>		
<p><a href="#">2-5-6-01 TA・SAについて（説明用資料）</a></p>			
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>【活動取組 2-5-A】 教員養成を担う大学教員の実践的指導力の育成のため、附属学校を活用した「新任大学教員研修プログラム」及び「教員現職研修プログラム」を実施している。</p>	<p><a href="#">2-5-A-01 新任大学教員研修プログラム実施要項</a></p>		
	<p><a href="#">2-5-A-02 教員現職研修プログラム実施要項</a></p>		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・活動取組2-5-Aについて、教員養成を担う大学教員の実践的指導力の育成等を図るため、附属学校を活用した「新任大学教員研修プログラム」及び「教員現職研修プログラム」を実施した。当プログラムでは、大学教員に附属学校で開催される研究会等の授業参観や学生指導を伴う研修に参加させることで、学校現場が直面している課題を把握し、大学での講義や学生指導に活かしている。令和3年度において「新任教員研修プログラム」「教員現職研修プログラム」の受講率はともに100%（病気休養等やむを得ない理由での未受講者2人を除く。）となった。

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	<a href="#">3-1-1-01 令和3事業年度財務諸表等</a>		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	<a href="#">3-1-1-02 独立監査人の監査報告書(非公表)</a>		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況(過去5年間分)がわかる資料(別紙様式3-1-2)		
	<a href="#">3-1-2 予算・決算の状況(過去5年間分)がわかる資料</a>		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	<a href="#">3-1-2-01 平成30事業年度決算報告書</a>		
	<a href="#">3-1-2-02 令和2事業年度決算報告書</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<b>【分析項目3-1-2】</b> 予算と決算が30%以上乖離している理由は以下のとおり ①平成30年度「補助金・寄附金収益」：文化芸術振興費補助金等が措置されたため。また、寄附金収入が見込みより増加したため。 ②令和2年度「その他」：予算段階では予定していなかった施設整備費補助金が措置されたため。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	<a href="#">1-3-1-01 教育研究組織図</a>		再掲
	<a href="#">1-3-1-03 国立大学法人北海道教育大学運営規則</a>	第5条、第8条、第9条、第10条	再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
	<a href="#">1-3-1-04 北海道教育大学役職員等名簿</a>		再掲
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	<a href="#">3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1） <a href="#">3-3-1 事務組織一覧</a>		
	・根拠となる規定類 <a href="#">2-5-5-02 国立大学法人北海道教育大学事務局組織規則</a>		再掲
	<a href="#">3-3-1-01 国立大学法人北海道教育大学監査室規則</a>		
	・事務組織の組織図 <a href="#">2-5-5-01 北海道教育大学職員配置図</a>		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等が適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） <a href="#">3-4-1 教職協働の状況</a>		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） <a href="#">3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧</a>		

<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
<b>基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること</b>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定 <a href="#">3-5-1-01 国立大学法人北海道教育大学監事監査規則</a>		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等） <a href="#">3-5-1-02 令和3年度監事監査計画</a>		
	<a href="#">3-5-1-03 令和3年度監事監査報告書</a>		
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等） <a href="#">3-5-2-01 第18期監査計画説明書（非公表）</a>		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等） <a href="#">3-1-1-02 独立監査人の監査報告書（非公表）</a>		再掲
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの） <a href="#">1-3-1-03 国立大学法人北海道教育大学運営規則</a>	第35条	再掲
	<a href="#">3-3-1-01 国立大学法人北海道教育大学監査室規則</a>		再掲



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査に関する規定</li> </ul>		
	<a href="#">3-5-3-01 国立大学法人北海道教育大学内部監査実施に関する細則</a>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）</li> </ul>		
	<a href="#">3-5-3-02 令和3年度内部監査報告書（非公表）</a>		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）</li> </ul>		
	<a href="#">3-5-4-01 監事・会計監査人・監査室のディスカッション（非公表）</a>		
	<a href="#">3-5-4-02 学長・会計監査人のディスカッション（非公表）</a>		
	<a href="#">3-5-4-03 学長・監事・会計監査人のディスカッション（非公表）</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			
<b>基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること</b>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）</li> </ul>		
	<a href="#">3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<b>【分析項目3-6-1】</b> 教職課程の自己点検評価については、根拠資料2-2-01_「教職課程の自己点検・評価に関する方針」に基づき実施し、令和4年度末までに公表することとしている。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

: 「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1		
	<a href="#">認証評価共通基礎データ様式（令和4年度）</a>		再掲
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） <a href="#">4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧</a>		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	<a href="#">4-1-2 附属施設等一覧</a>		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） <a href="#">4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況</a>		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
	<a href="#">4-1-4-01 令和3年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）</a>		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	<a href="#">4-1-5-01 令和3年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編 全5館）</a>		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） <a href="#">4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
<b>基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること</b>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）		
	<a href="#">4-2-1 相談・助言体制等一覧</a>		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-1-01 北海道教育大学保健管理センター規則</a>		
	<a href="#">4-2-1-02 北海道教育大学学生生活サポート室内規</a>		
	<a href="#">4-2-1-03 保健管理センターのしおり2021</a>		
	<a href="#">4-2-1-04 学生生活に関する相談等（札幌校）</a>		
	<a href="#">4-2-1-05 学生なんでも相談室（旭川校）</a>		
	<a href="#">4-2-1-06 学生なんでも相談室（釧路校）</a>		
	<a href="#">4-2-1-07 学生生活サポート室（学生なんでも相談室）（函館校）</a>		
	<a href="#">4-2-1-08 学生生活サポート室（岩見沢校）</a>		
	<a href="#">4-2-1-09 学生の相談窓口の体制</a>		
	<a href="#">4-2-1-10 令和3年度 キャリアセンター組織図</a>		
	<a href="#">2-1-3-05 北海道教育大学キャリアセンター規則</a>		再掲
	<a href="#">4-2-1-11 北海道教育大学キャリア相談員に関する申合せ</a>		
	<a href="#">4-2-1-12 キャリア相談室案内（キャリア・ガイド）</a>		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	<a href="#">4-2-1-13 北海道教育大学における人権侵害の防止等に関する規則</a>		
<a href="#">4-2-1-14 人権侵害の防止等のために北海道教育大学の職員及び学生等が認識すべき事項についての指針</a>			
<a href="#">4-2-1-15 北海道教育大学人権委員会に関する要項</a>			
<a href="#">4-2-1-16 北海道教育大学人権相談員等に関する要項</a>			
<a href="#">4-2-1-17 人権侵害防止体制組織図</a>			
<a href="#">4-2-1-18 北海道教育大学HP 人権相談（ハラスメント）への対策</a>			

	<a href="#">4-2-1-19 STOP!ハラスメント(リーフレット)</a> ・生活支援制度の学生への周知方法(刊物、プリント、掲示等)が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-1-20 北海道教育大学HP 学生相談</a>		
	<a href="#">4-2-1-03 保健管理センターのしおり2021</a>		再掲
	<a href="#">4-2-1-21 学生生活サポート室のご案内</a> ・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-1-22 令和3年度キャリア相談件数</a>		
	<a href="#">4-2-1-23 令和2年度保健管理センター年報</a>		
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧(別紙様式4-2-2) <a href="#">4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧</a>		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況(別紙様式4-2-3) <a href="#">4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制</a> <a href="#">4-2-3-01 レジデンス・チューター制度実施要項</a> ・留学生に対する外国語による情報提供(健康相談、生活相談等)を行っている場合は、その資料		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況(別紙様式4-2-4) <a href="#">4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制</a> <a href="#">4-2-4-01 国立大学法人北海道教育大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員等対応規則</a>		
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧(別紙様式4-2-5) <a href="#">4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧</a> ・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料 <a href="#">4-2-5-01 北海道教育大学日本学生支援機構奨学生推薦選考等基準</a> <a href="#">4-2-5-02 国立大学法人北海道教育大学基金規程</a> <a href="#">4-2-5-03 入学科・授業料の減免・徴収猶予(北海道教育大学HP)</a> <a href="#">4-2-5-04 授業料減免申請及び修学支援新制度に係る継続手続きについて(北海道教育大学教育情報システム)</a> <a href="#">4-2-5-05 修学・学生生活の支援(北海道教育大学案内2022)</a> ・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料 <a href="#">4-2-5-06 日本学生支援機構奨学金奨学生数(H28~R3)</a>		

・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
<a href="#">4-2-5-02 国立大学法人北海道教育大学基金規程</a>		再掲
<a href="#">4-2-5-07 北海道教育大学基金による授業料減免及び給付奨学金等実施状況 (H29～R3)</a>		
・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
<a href="#">4-2-5-08 北海道教育大学授業料等の減免及び徴収猶予の取扱いに関する規則</a>		
<a href="#">4-2-5-09 北海道教育大学入学料及び授業料減免等の基準</a>		
<a href="#">4-2-5-10 北海道教育大学留学による授業料免除に関する申合せ</a>		
<a href="#">4-2-5-11 入学料減免実施状況 (H29～R3)</a>		
<a href="#">4-2-5-12 授業料減免実施状況 (H29～R3)</a>		
・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
<a href="#">4-2-5-13 北海道教育大学学生寮規則</a>		
<a href="#">4-2-5-14 国立大学法人北海道教育大学における授業料等費用に関する規則</a>	第3条	
<a href="#">4-2-5-15 北海道教育大学HP_学生寮</a>		
・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

【分析項目4-2-4】  
 困難を抱えた学生等を早期に把握するため、全学学生生活サポート室において、健康調査（スクリーニング）を実施している。また、カウンセリングが必要と判断された学生の情報を各キャンパスの学生生活サポート室と共有し、継続的な個別支援につなげている。令和3年度は5,103人の学生に対して調査を行い、ハイリスクと判断された学生236人に対して面接を実施し、83人には個別支援を行った。これらの取組により、ハイリスクと判断される学生の情報を早期に共有し、適切な支援を行っている。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。


【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・分析項目4-2-5について、高等教育修学支援新制度が令和2年度から開始されたことに伴い、令和元年度以前入学の学部学生の授業料免除が減額又は不許可になる者に対して、根拠資料4-2-5-09「北海道教育大学入学料及び授業料減免等の基準」等を改正し、これまでと同様の支援が可能となる体制を整え、全額免除許可者の割合が令和2年度92.6%、令和3年度100%となった。そのほか、北海道教育大学基金による育英事業（平成29年度～令和3年度：合計12,500千円）や修学支援事業（平成29年度～令和3年度：授業料免除 合計2,229千円、奨学金給付 合計6,400千円）、経済的理由により修学困難な学生の海外留学支援のための奨学金給付（平成29年度～令和元年度：合計1,364千円）、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う奨学金給付（令和2～3年度：合計18,548千円）を実施した。

【改善を要する事項】

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	<a href="#">5-1-1-01 北海道教育大学教育学部教員養成課程の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）</a>		
	<a href="#">5-1-1-02 北海道教育大学教育学部国際地域学科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）</a>		
	<a href="#">5-1-1-03 北海道教育大学教育学部芸術・スポーツ文化学科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）</a>		
	<a href="#">5-1-1-04 北海道教育大学教育学研究科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			



基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	<a href="#">5-2-1 入学者選抜の方法一覧</a>		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	<a href="#">5-2-1-01 北海道教育大学入学者選抜基本要綱（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-02 北海道教育大学入学者選抜に係る入学試験実施本部と実施部の業務分掌要領（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-03 北海道教育大学大学院入学者選抜基本要綱（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-04 北海道教育大学大学院入学者選抜に係る入学試験実施本部と実施部の業務分掌要領（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-05 北海道教育大学入学試験委員会規則（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-06 北海道教育大学札幌校委員会内規（非公表）</a>	別表	
	<a href="#">5-2-1-07 北海道教育大学旭川校委員会内規（非公表）</a>	別表	
	<a href="#">5-2-1-08 北海道教育大学釧路校委員会内規（非公表）</a>	別表	
	<a href="#">5-2-1-09 北海道教育大学函館校委員会内規（非公表）</a>	別表	
	<a href="#">5-2-1-10 北海道教育大学岩見沢校委員会内規（非公表）</a>	別表	
	<a href="#">5-2-1-11 北海道教育大学教職大学院委員会内規（非公表）</a>	別表	
	<a href="#">5-2-1-12 北海道教育大学学校臨床心理専攻委員会内規（非公表）</a>	別表	
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	<a href="#">5-2-1-01 北海道教育大学入学者選抜基本要綱（非公表）</a>		再掲
	<a href="#">5-2-1-02 北海道教育大学入学者選抜に係る入学試験実施本部と実施部の業務分掌要領（非公表）</a>		再掲
	<a href="#">5-2-1-03 北海道教育大学大学院入学者選抜基本要綱（非公表）</a>		再掲
	<a href="#">5-2-1-04 北海道教育大学大学院入学者選抜に係る入学試験実施本部と実施部の業務分掌要領（非公表）</a>		再掲
<a href="#">5-2-1-13 令和4年度一般選抜（前期日程）・私費外国人入試 実施要領（札幌校）（非公表）</a>			
<a href="#">5-2-1-14 令和4年度一般選抜（後期日程）実施要領（札幌校）（非公表）</a>			
<a href="#">5-2-1-15 総合型選抜（教員養成特別入試）実施要領（札幌校）（非公表）</a>			
<a href="#">5-2-1-16 学校推薦型選抜実施要領（札幌校）（非公表）</a>			
<a href="#">5-2-1-17 特別選抜（帰国子女・社会人入試・編入学入試）実施要領（札幌校）（非公表）</a>			

<a href="#">5-2-1-18 一般選抜（前期日程）実施要項（旭川校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-19 一般選抜（後期日程）実施要項（旭川校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-20 総合型選抜（教員養成特別入試）実施要項（旭川校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-21 学校推薦型選抜実施要項（旭川校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-22 特別選抜（社会人入試、編入学入試）実施要項（旭川校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-23 一般選抜（前期日程）実施要項（釧路校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-24 一般選抜（後期日程）実施要項（釧路校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-25 総合型選抜（教員養成特別入試）実施要項（釧路校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-26 学校推薦型選抜・特別選抜実施要項（釧路校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-27 一般選抜（前期日程）実施要領（函館校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-28 一般選抜（後期日程）実施要領（函館校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-29 学校推薦型選抜（一般）実施要項（函館校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-30 編入学入試実施要領（函館校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-31 一般選抜（前期日程）実施要項（岩見沢校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-32 一般選抜（後期日程）実施要項（岩見沢校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-33 入学試験実施要項-学校推薦型選抜（一般）及び総合型選抜（自己推薦入試）（岩見沢校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-34 入学試験実施要項 特別選抜（私費外国人、社会人、編入学）（岩見沢校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-35 大学院教育学研究科学力検査実施要項（専門職学位課程）【前期募集】（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-36 大学院教育学研究科学力検査実施要項（専門職学位課程）【後期募集】（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-37 大学院教育学研究科（修士課程）学校臨床心理専攻 学力検査等実施要項【前期募集】（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-38 大学院教育学研究科（修士課程）学校臨床心理専攻 学力検査等実施要項【後期募集】（非公表）</a>		
・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
<a href="#">5-2-1-39 一般選抜（前期日程）面接要領・判定基準（札幌校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-40 一般選抜（後期日程）面接要領・判定基準（札幌校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-41 総合型選抜（教員養成特別入試）グループ討論・面接の評価・採点の方法（札幌校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-42 学校推薦型選抜面接要領・判定基準（札幌校）（非公表）</a>		

<a href="#">5-2-1-43 特別選抜（帰国子女・編入学・私費外国人）面接要領・判定基準（札幌校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-44 一般選抜実技・面接要領（旭川校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-45 総合型選抜（教員養成特別入試）面接要領（旭川校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-46 学校推薦型選抜実技検査・面接要領（旭川校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-47 特別選抜（社会人入試）面接要領（旭川校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-48 特別選抜（編入学入試）面接要領（旭川校）（非公開）</a>		
<a href="#">5-2-1-49 一般選抜（後期日程）面接要領・評価基準・面接試験の評点のつけ方（釧路校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-50 総合型選抜（教員養成特別入試）評価基準について（釧路校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-51 学校推薦型選抜（一般）面接要領・評価基準・面接の評点のつけ方（釧路校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-52 学校推薦型選抜（地域指定）面接要領・評価基準・面接の評点の付け方（釧路校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-53 特別選抜（帰国子女入試・社会人入試）面接要領・評価基準・面接試験の評点のつけ方（釧路校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-54 特別選抜（編入学）口述試験要領・評価基準・口述試験の評点のつけ方（釧路校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-55 入試関係基準等（函館校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-56 一般選抜（後期日程）面接要領（函館校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-57 学校推薦型選抜（一般）面接要領（函館校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-58 編入学入試口述試験要領（函館校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-59 一般選抜面接要領・評価基準（岩見沢校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-60 総合型選抜面接要領・評価基準（岩見沢校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-61 学校推薦型選抜面接要領・評価基準（岩見沢校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-62 特別選抜面接要領・評価基準（岩見沢校）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-63 大学院教育学研究科（専門職学位課程）合格者判定基準（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-64 面接の要領について（学校臨床心理専攻）（非公表）</a>		
・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
<a href="#">5-2-1-65 令和4年度（令和3年度実施）以降の北海道教育大学教育学部芸術・スポーツ文化学科における入学者選抜方法の変更について（予告）（非公表）</a>		

<p>[分析項目5-2-2]                  学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること</p>	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	<a href="#">5-2-1-05 北海道教育大学入学試験委員会規則（非公表）</a>		再掲
	<a href="#">2-2-3-08 北海道教育大学における学生受入の内部質保証に関する自己点検評価実施要項</a>		再掲
	<a href="#">5-2-2-01 学生受入の内部質保証に関するワーキングチーム設置要項（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-2-02 令和3年度 第1回学生受入の内部質保証に関するワーキングチーム会議議事要旨（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-2-03 令和3年度 第2回学生受入の内部質保証に関するワーキングチーム会議議事要旨（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-06 北海道教育大学札幌校委員会内規（非公表）</a>	別表	再掲
	<a href="#">5-2-1-07 北海道教育大学旭川校委員会内規（非公表）</a>	別表	再掲
	<a href="#">5-2-1-08 北海道教育大学釧路校委員会内規（非公表）</a>	別表	再掲
	<a href="#">5-2-1-09 北海道教育大学函館校委員会内規（非公表）</a>	別表	再掲
	<a href="#">5-2-1-10 北海道教育大学岩見沢校委員会内規（非公表）</a>	別表	再掲
	<a href="#">5-2-1-11 北海道教育大学教職大学院委員会内規（非公表）</a>	別表	再掲
	<a href="#">5-2-1-12 北海道教育大学学校臨床心理専攻委員会内規（非公表）</a>	別表	再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
<a href="#">5-2-2-04 芸術・スポーツ文化学科の入学試験の変更について（岩見沢校）（非公表）</a>			
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	<a href="#">認証評価共通基礎データ様式（令和4年度）</a>		再掲
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

## 領域6 基準の判断 総括表

北海道教育大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	教育学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
02	教育学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	<a href="#">6-1-1-01 (01)北海道教育大学教育学部教員養成課程の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)</a>		
	<a href="#">6-1-1-02 (01)北海道教育大学教育学部国際地域学科の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)</a>		
	<a href="#">6-1-1-03 (01)北海道教育大学教育学部芸術・スポーツ文化学科の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	<a href="#">6-2-1-01 (01)北海道教育大学教育学部教員養成課程の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</a>		
	<a href="#">6-2-1-02 (01)北海道教育大学教育学部国際地域学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</a>		
	<a href="#">6-2-1-03 (01)北海道教育大学教育学部芸術・スポーツ文化学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</a>		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	<a href="#">6-1-1-01 (01)北海道教育大学教育学部教員養成課程の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</a>		再掲
	<a href="#">6-1-1-02 (01)北海道教育大学教育学部国際地域学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</a>		再掲
	<a href="#">6-1-1-03 (01)北海道教育大学教育学部芸術・スポーツ文化学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</a>		再掲
	<a href="#">6-2-1-01 (01)北海道教育大学教育学部教員養成課程の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</a>		再掲
	<a href="#">6-2-1-02 (01)北海道教育大学教育学部国際地域学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</a>		再掲
	<a href="#">6-2-1-03 (01)北海道教育大学教育学部芸術・スポーツ文化学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</a>		再掲
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			



【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
<b>基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</b>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	<a href="#">6-3-1-01 (01)北海道教育大学教育課程編成基準</a>		
	<a href="#">6-3-1-02 (01)令和4年度開設科目一覧(札幌校)</a>	P3~4、P9~35	
	<a href="#">6-3-1-03 (01)令和4年度開設科目一覧(旭川校)</a>	P4~32	
	<a href="#">6-3-1-04 (01)令和4年度開設科目一覧(釧路校)</a>	P5~6、P9~43	
	<a href="#">6-3-1-05 (01)令和4年度開設科目一覧(函館校)</a>	P2~3、P37~64	
	<a href="#">6-3-1-06 (01)令和4年度開設科目一覧(岩見沢校)</a>	P1~2、P7~26	
	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	<a href="#">6-3-1-07 (01)北海道教育大学教育学部教員養成課程カリキュラムマップ</a>		
	<a href="#">6-3-1-08 (01)教員養成課程カリキュラムツリー(系統図)</a>		
	<a href="#">6-3-1-09 (01)北海道教育大学教育学部国際地域学科カリキュラムマップ</a>		
	<a href="#">6-3-1-10 (01)国際地域学科 カリキュラムツリー(系統図)</a>		
	<a href="#">6-3-1-11 (01)北海道教育大学教育学部芸術・スポーツ文化学科カリキュラムマップ</a>		
	<a href="#">6-3-1-12 (01)芸術・スポーツ文化学科カリキュラムツリー(系統図)</a>		
	<a href="#">6-3-1-13 (01)令和4年度学生便覧(札幌校)</a>	P23~50	
	<a href="#">6-3-1-14 (01)令和4年度学生便覧(旭川校)</a>	P31~56	
	<a href="#">6-3-1-15 (01)令和4年度学生便覧(釧路校)</a>	P23~70	
<a href="#">6-3-1-16 (01)令和4年度学生便覧(函館校)</a>	P21~36		
<a href="#">6-3-1-17 (01)令和4年度学生便覧(岩見沢校)</a>	P27~40		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	<a href="#">6-3-2-01 (01)課程認定通知(教育学部)(30文科教第366号)</a>		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバス</li> <li><a href="#">6-3-2-02 (00)公開用シラバス</a></li> <li>・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料</li> </ul>		
<p>[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明文化された規定類</li> <li><a href="#">1-3-1-02 北海道教育大学学則</a></li> <li><a href="#">6-3-3-01 (01)北海道教育大学既修得単位の認定に関する取扱要項</a></li> </ul>	第34条、第35条、第37条	再掲
<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）</li> <li>・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料</li> <li>・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料</li> <li>・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料</li> <li>・研究倫理に関する指導が確認できる資料</li> <li>・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</li> </ul>		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）</li> <li>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</li> </ul>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。  
 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

**基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること**

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） <a href="#">6-4-1-01 (01)令和4年度年間行事予定表</a>		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） <a href="#">6-4-1-01 (01)令和4年度年間行事予定表</a> ・シラバス <a href="#">6-3-2-02 (00)公開用シラバス</a>		再掲  再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等） <a href="#">6-3-2-02 (00)公開用シラバス</a> <a href="#">6-4-3-01 (00)シラバス作成の手引き【令和4年度】</a> <a href="#">6-4-3-02 (00)シラバスチェックリスト</a> <a href="#">6-3-1-13 (01)令和4年度学生便覧（札幌校）</a> <a href="#">6-3-1-14 (01)令和4年度学生便覧（旭川校）</a> <a href="#">6-3-1-15 (01)令和4年度学生便覧（釧路校）</a> <a href="#">6-3-1-16 (01)令和4年度学生便覧（函館校）</a> <a href="#">6-3-1-17 (01)令和4年度学生便覧（岩見沢校）</a>		再掲    P17 再掲 P23 再掲 P17 再掲 P18 再掲 P23 再掲

<p>[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p>	<p>・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）</p> <p><a href="#">6-4-4 (01)教育上主要と認める授業科目</a></p> <p>・シラバス</p> <p><a href="#">6-3-2-02 (00)公開用シラバス</a></p>		再掲
<p>[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること</p>	<p>・CAP制に関する規定</p>		
<p>[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p>	<p>・大学院学則</p>		
<p>[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p>	<p>・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	<p>・連携協力校との連携状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p> <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		

<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<b>【分析項目6-4-2】</b> 学部では2学期制の学事暦を導入しており、15週の期間で行う授業を基本としながらも、短期集中的に学修することで教育効果の向上が期待できる場合には、令和2年度より8週の期間での授業実施を可能としている。現在クォーター制をとっている授業科目は、国際地域学科で開設している4科目である。また、国際地域学科においては、留学する学生も多いことから、留学、インターンシップ、ボランティア活動といった学生の主体的な活動の機会を増やすことができるよう、授業期間と休業期間を組み合わせるなど工夫調整している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			
<b>基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること</b>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
<b>【分析項目6-5-1】</b> 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） <a href="#">6-5-1 (01)履修指導の実施状況</a>		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
<b>【分析項目6-5-2】</b> 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） <a href="#">6-5-2 (01)学習相談の実施状況</a>		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
<b>【分析項目6-5-3】</b> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） <a href="#">6-5-3 (01)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</a>		
	<a href="#">6-5-3-01 (00)各校キャリアセンター事業報告</a>		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） <a href="#">6-5-3-02 (01)令和3年度インターンシップ参加状況調べ【全学まとめ】</a>		

<p>[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	<a href="#">6-5-4 (01)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</a>		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	<a href="#">6-5-4-01 (00)アカデミック・チューター制度実施要項</a>		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-1-02 北海道教育大学学生生活サポート室内規</a>		再掲
	<a href="#">6-3-1-13 (01)令和4年度学生便覧（札幌校）</a>	P21	再掲
	<a href="#">6-3-1-14 (01)令和4年度学生便覧（旭川校）</a>	P27	再掲
	<a href="#">6-3-1-15 (01)令和4年度学生便覧（釧路校）</a>	P21	再掲
	<a href="#">6-3-1-16 (01)令和4年度学生便覧（函館校）</a>	P19	再掲
	<a href="#">6-3-1-17 (01)令和4年度学生便覧（岩見沢校）</a>	P25	再掲
	<a href="#">6-5-4-02 (00)障害学生支援について（本学HP）</a>		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
<a href="#">4-2-1-23 令和2年度保健管理センター年報</a>	P31～33	再掲	
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
<p>【活動取組6-5-A】 学生が身に付けておくべき基礎的な知識や、学校現場で役立つ内容や指導方法を事前学習教材によって学び、コンピューターによる検定で理解度を確かめる教育実習前CBT（Computer Based Testing）（令和4年1月より内容を発展させ、名称を「教育実践力向上CBT（Computer Based Training）」に変更。）を開発し、平成29年度から運用している。</p>	<a href="#">6-5-A-01 (01)教育実践力向上CBT問題集（基礎編・応用編）</a>		
	<a href="#">6-5-A-02 (01)教育実践力向上CBT問題集（発展編）</a>		

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組6-5-Aについて、学生が身に付けておくべき基礎的な知識や、学校現場で役立つ内容や指導方法を事前学習教材によって学び、コンピューターによる検定で理解度を確かめる教育実習前CBT (Computer Based Testing) (令和4年1月より内容を発展させ、名称を「教育実践力向上CBT (Computer Based Training)」に変更。)を開発し、平成29年度から運用している。教育実習で必ず覚えておかななくてはならない「基礎編」、学びを深める「応用編」、教員採用試験科目の自学自習に役立つ「発展編」を作成している。CBTをコロナ禍の教育実習の代替措置として併用するほか、CBTは本学学生だけでなく全国の大学にモニターを募り、令和3年度末までに全国45大学5,115人(本学学生1,808人、他大学3,307人)が受験している。受験問題は、利用した学生アンケート結果や教育実習校及びモニター大学からの意見を基に見直しを行っている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p><b>基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること</b></p>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
<p>[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること</p>	<p>・成績評価基準</p>		
	<p><a href="#">6-6-1-01 (01)北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項</a></p>		
<p>[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること</p>	<p>・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所</p>		
	<p><a href="#">6-3-1-13 (01)令和4年度学生便覧(札幌校)</a></p>	P12	再掲
	<p><a href="#">6-3-1-14 (01)令和4年度学生便覧(旭川校)</a></p>	P18	再掲
	<p><a href="#">6-3-1-15 (01)令和4年度学生便覧(釧路校)</a></p>	P12	再掲
	<p><a href="#">6-3-1-16 (01)令和4年度学生便覧(函館校)</a></p>	P13	再掲
	<p><a href="#">6-3-1-17 (01)令和4年度学生便覧(岩見沢校)</a></p>	P18	再掲
<p>[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること</p>	<p>・成績評価の分布表</p>		
	<p><a href="#">6-6-3-01 (01)2021成績評価一覧(非公表)</a></p>		
	<p>・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料</p>		
	<p><a href="#">2-2-4-01 北海道教育大学教学アセスメント実施の方針(アセスメント・ポリシー)</a></p>		再掲
	<p><a href="#">2-2-4-02 北海道教育大学教学アセスメント実施の方針(アセスメント・ポリシー)に基づくモニタリング実施要領</a></p>		再掲
	<p><a href="#">2-2-4-03 北海道教育大学教学アセスメント実施の方針(アセスメント・ポリシー)に基づくモニタリング実施要領 別紙フロー</a></p>		再掲
	<p><a href="#">6-6-3-02 (01)成績評価点検結果報告書(札幌校)</a></p>		
<p><a href="#">6-6-3-03 (01)成績評価点検結果報告書(旭川校)</a></p>			

	<a href="#">6-6-3-04 (01)成績評価点検結果報告書 (釧路校)</a>		
	<a href="#">6-6-3-05 (01)成績評価点検結果報告書 (函館校)</a>		
	<a href="#">6-6-3-06 (01)成績評価点検結果報告書 (岩見沢校)</a>		
	・ G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	<a href="#">6-6-1-01 (01)北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項</a>	第5条	再掲
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	<a href="#">6-4-3-01 (00)シラバス作成の手引き【令和4年度】</a>		再掲
	<a href="#">6-6-3-07 (00)ルーブリックを活用した成績評価実施要領</a>		
	<a href="#">6-6-3-08 (00)令和3年度学修活動の評価に係る実施状況調査実施要項</a>		
	<a href="#">6-6-3-09 (00)令和3年度学修活動の評価に係る実施状況調査項目</a>		
	<a href="#">6-6-3-10 (00)令和3年度学修活動の評価に係る実施状況調査結果</a>		
	<a href="#">6-6-3-11 (01)個人指導のシラバス例 (ピアノ I b)</a>		
	<a href="#">6-6-3-12 (01)個人指導のシラバス例 (伴奏法 I C)</a>		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	<a href="#">6-6-4-01 (00)北海道教育大学における成績評価に対する学生の異議申立てに関する規則</a>		
	<a href="#">6-6-4-02 (00)大学教育情報システムトップページ</a>		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	<a href="#">6-6-4-03 (00)「北海道教育大学における成績評価に対する学生の異議申立てに関する規則」(令和2年2月4日制定)に基づく、申立て内容、対応について</a>		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	<a href="#">6-6-4-04 (00)国立大学法人北海道教育大学法人文書管理規則</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			



【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
<b>基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること</b>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
【分析項目6-7-1】 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	<a href="#">1-3-1-02 北海道教育大学学則</a>	第38条	再掲
	<a href="#">6-3-1-01 (01)北海道教育大学教育課程編成基準</a>		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	<a href="#">1-3-1-03 国立大学法人北海道教育大学運営規則</a>	第9条第3項第7号、 第24条第4項、 第27条第2項第1項	再掲
	<a href="#">6-7-1-01 (00)北海道教育大学教員会議規則</a>	第4条	
【分析項目6-7-2】 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
【分析項目6-7-3】 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	<a href="#">6-3-1-13 (01)令和4年度学生便覧（札幌校）</a>	P23～P50	再掲
	<a href="#">6-3-1-14 (01)令和4年度学生便覧（旭川校）</a>	P29～P56	再掲
	<a href="#">6-3-1-15 (01)令和4年度学生便覧（釧路校）</a>	P23～P70	再掲
	<a href="#">6-3-1-16 (01)令和4年度学生便覧（函館校）</a>	P21～P36	再掲
	<a href="#">6-3-1-17 (01)令和4年度学生便覧（岩見沢校）</a>	P27～P40	再掲
【分析項目6-7-4】 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	<a href="#">6-7-4-01 (01)学部教授会（令和4年3月7日開催）開催要項及び議事要旨</a>		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		

	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <b>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</b>			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			
<b>基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること</b>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） <a href="#">6-8-1 (01)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）</a> ・資格の取得者数が確認できる資料 <a href="#">6-8-1-01 (00)資格取得状況</a> ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 <a href="#">6-8-1-02 (00)北海道教育大学学生表彰規則に基づく被表彰者一覧（成績優秀者H29～R3）</a>		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む。） <a href="#">6-8-2 (01)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況</a> ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） <a href="https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/0104/0104.html">https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/0104/0104.html</a>		

	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	<a href="#">4-2-1-12 キャリア相談室案内（キャリア・ガイド）</a>		再掲
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-3-01 (01)平成30年度卒業生調査結果</a>		
	<a href="#">2-3-3-06 令和3年度卒業時調査結果</a>		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">2-3-3-08 令和3年度卒業・修了生アンケート結果</a>		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">2-3-3-09 令和3年度卒業生・修了生の就職先アンケート結果</a>		再掲
	<a href="#">2-3-3-10 令和3年度卒業生、修了生の就職先からの聞き取り調査報告（岩見沢校）</a>		再掲
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			

## II 基準ごとの自己評価

### 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	<a href="#">6-1-1-01 (02)北海道教育大学大学院教育学研究科の学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	<a href="#">6-2-1-01 (02)北海道教育大学大学院教育学研究科の教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)</a>		

[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	<a href="#">6-1-1-01 (02)北海道教育大学大学院教育学研究科の学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)</a>		再掲
	<a href="#">6-2-1-01 (02)北海道教育大学大学院教育学研究科の教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)</a>		再掲
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
<b>基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</b>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	<a href="#">6-3-1-01 (02)令和4年度大学院教育学研究科学校臨床心理専攻学生便覧</a>	P14~15	
	<a href="#">6-3-1-02 (02)令和4年度大学院教育学研究科高度教職実践専攻学生便覧</a>	P10~15	
	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	<a href="#">6-3-1-03 (02)北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則</a>		
	<a href="#">6-3-1-04 (02)北海道教育大学大学院教育学研究科 学校臨床心理専攻カリキュラムマップ</a>		
	<a href="#">6-3-1-05 (02)北海道教育大学大学院教育学研究科 高度教職実践専攻カリキュラムマップ</a>		
	<a href="#">6-3-1-06 (02)授業科目及び履修基準_大学院教育学研究科 (本学HP)</a>		
	<a href="#">6-3-1-01 (02)令和4年度大学院教育学研究科学校臨床心理専攻学生便覧</a>	P14~15	再掲
<a href="#">6-3-1-02 (02)令和4年度大学院教育学研究科高度教職実践専攻学生便覧</a>	P10~15、17~22	再掲	

<p>[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p>	<p>・分野別第三者評価の結果</p>		
	<p><a href="#">6-3-2-01 (02)課程認定通知(教育学研究科)(2文科教第875号)</a></p>		
	<p><a href="#">6-3-2-02 (02)課程認定通知(教育学研究科)(30文科教第366号)</a></p>		
	<p><a href="#">2-3-4-01 令和3年度北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻認証評価結果</a></p>		再掲
	<p>・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料</p>		
	<p>・シラバス</p>		
<p>[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p>	<p>・明文化された規定類</p>		
	<p><a href="#">1-3-1-02 北海道教育大学学則</a></p>	第51、52条 第53、54条	再掲
<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程(専門職学位課程を除く。)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む。)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という。)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<p>・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)</p>		
	<p><a href="#">1-3-1-02 北海道教育大学学則</a></p>	第47、50条	再掲
	<p><a href="#">6-3-1-03 (02)北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則</a></p>	第6条	再掲
	<p><a href="#">6-3-4-01 (02)北海道教育大学学位規則</a></p>	第5~9条	
	<p><a href="#">6-3-4-02 (02)北海道教育大学学位論文に関する取扱要項</a></p>		
	<p><a href="#">6-3-4-03 (02)北海道教育大学大学院教育学研究科学校臨床心理専攻における研究指導体制及び研究指導計画等に関する申合せ</a></p>		
	<p>・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料</p>		
	<p><a href="#">6-3-4-03 (02)北海道教育大学大学院教育学研究科学校臨床心理専攻における研究指導体制及び研究指導計画等に関する申合せ</a></p>		再掲
	<p>・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>・研究倫理に関する指導が確認できる資料</p>		
	<p><a href="#">6-3-4-04 (02)課題研究(学校臨床心理専修)シラバス</a></p>		

	<a href="#">6-3-4-05 (02)学校臨床心理特論シラバス</a>		
	<a href="#">6-3-4-06 (02)臨床教育学質的研究法特論シラバス</a>		
	<a href="#">6-3-4-07 (02)学生向け研究倫理教育リーフレット</a>		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
	<a href="#">2-5-5-12 北海道教育大学ティーチング・アシスタント取扱要項</a>		再掲
	<a href="#">2-5-5-09 令和3年度ティーチング・アシスタント(教職大学院)</a>		再掲
	<a href="#">2-5-5-10 令和3年度ティーチング・アシスタント(学校臨床心理専攻)</a>		再掲
【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)		
	<a href="#">6-3-1-05 (02)北海道教育大学大学院教育学研究科 高度教職実践専攻カリキュラムマップ</a>		再掲
	<a href="#">6-3-1-02 (02)令和4年度大学院教育学研究科高度教職実践専攻学生便覧</a>	P10~15	再掲
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
	<a href="#">6-3-5-01 (02)北海道教育大学教職大学院教育課程連携協議会規則</a>		
	<a href="#">6-3-5-02 (02)教職大学院教育課程連携協議会開催通知及び意見まとめ</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-3-A】 本学教職大学院と北海道教育委員会及び札幌市教育委員会の連携協定に基づき、令和2年度に「北海道教育大学教職大学院ラーニングポイント制に関する申合せ」を制定し、教職大学院入学後の現職教員の負担軽減及び現職教員の志願者増加につながる制度を整えている。	<a href="#">6-3-A-01 (02)北海道教育大学教職大学院ラーニングポイント制に関する申合せ</a>		
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b> ・活動取組6-3-A 本学と北海道教育委員会及び札幌市教育委員会の連携協定に基づき、教職大学院が行う授業のうち教育委員会が教員研修として指定した授業を受講した者にラーニングポイントを付与する「北海道教育大学教職大学院ラーニングポイント制に関する申合せ」を令和2年度に制定した。ラーニングポイントは付与から10年間を限度とし、研修受講者が教職大学院に入学後の単位に認定することとしており、教育委員会との緊密な連携のもと現職教員の負担軽減を図りながら学び続ける履修制度を整えた。なお、令和4年度の入学者のうち1人がラーニングポイント制度を活用して入学した。			



【改善を要する事項】			
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	<a href="#">6-4-1-01 (02)令和4年度年間行事予定表（学校臨床心理専攻）</a>		
	<a href="#">6-4-1-02 (02)令和4年度年間行事予定表（高度教職実践専攻）</a>		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	<a href="#">6-4-1-01 (02)令和4年度年間行事予定表（学校臨床心理専攻）</a>		再掲
	<a href="#">6-4-1-02 (02)令和4年度年間行事予定表（高度教職実践専攻）</a>		再掲
	・シラバス <a href="#">6-3-2-02 (00)公開用シラバス</a>		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	<a href="#">6-3-2-02 (00)公開用シラバス</a>		再掲
	<a href="#">6-3-1-01 (02)令和4年度大学院教育学研究科学校臨床心理専攻学生便覧</a>	P3~4	再掲
	<a href="#">6-3-1-02 (02)令和4年度大学院教育学研究科高度教職実践専攻学生便覧</a>	P5	再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	<a href="#">6-4-4 (02)教育上主要と認める授業科目</a>		
	・シラバス <a href="#">6-3-2-02 (00)公開用シラバス</a>		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	・CAP制に関する規定		
	<a href="#">6-3-1-03 (02)北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則</a>	第4条	再掲
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	<a href="#">1-3-1-02 北海道教育大学学則</a>	第56条	再掲
	<a href="#">6-3-1-03 (02)北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則</a>	第7条	再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
	<a href="#">6-4-8-01 (02)北海道教育大学教職大学院連携協力校連絡協議会要項</a>		



	<a href="#">6-4-8-02 (02)北海道教育大学教職大学院連携協力校一覧</a>		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
	<a href="#">6-4-9-01 (02)附属図書館HP (開館時間)</a>		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所)		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-4-2】 教職大学院では、クォーター制をとっており、1クォーター8回の授業を実施している。1科目を1単位とし、複数の授業科目を開設することで専門的な授業科目を数多く履修できるようにするとともに、短期間での履修となり集中的・効率的な学修を行うことができる。			
【分析項目6-4-9】 夜間授業に出席する学生への配慮として、附属図書館の通常の開館時間を平日22時(岩見沢館は21時)までとしている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	<a href="#">6-5-1 (02)履修指導の実施状況</a>		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	<a href="#">6-5-2 (02)学習相談の実施状況</a>		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	<a href="#">6-5-3 (02)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</a>		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	<a href="#">6-5-4 (02)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</a>		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	<a href="#">6-5-4-01 (00)アカデミック・チューター制度実施要項</a>		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-1-02 北海道教育大学学生生活サポート室内規</a>		再掲
	<a href="#">6-5-4-02 (00)障害学生支援について（本学HP）</a>		再掲
	<a href="#">6-3-1-01 (02)令和4年度大学院教育学研究科学校臨床心理専攻学生便覧</a>	P8	再掲
	<a href="#">6-3-1-02 (02)令和4年度大学院教育学研究科高度教職実践専攻学生便覧</a>	P9	再掲
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
<a href="#">4-2-1-23 令和2年度保健管理センター年報</a>	P31~33	再掲	

<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
<b>基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること</b>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 <a href="#">6-3-1-03 (02)北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則</a>		再掲
	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 <a href="#">6-3-1-01 (02)令和4年度大学院教育学研究科学校臨床心理専攻学生便覧</a>	P32	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	<a href="#">6-3-1-02 (02)令和4年度大学院教育学研究科高度教職実践専攻学生便覧</a>	P6, 46	再掲
	[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 <a href="#">6-6-3-01 (02)2021成績評価一覧(非公表)</a> ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 <a href="#">2-2-4-01 北海道教育大学教学アセスメント実施の方針(アセスメント・ポリシー)</a> <a href="#">2-2-4-02 北海道教育大学教学アセスメント実施の方針(アセスメント・ポリシー)に基づくモニタリング実施要領</a> <a href="#">2-2-4-03 北海道教育大学教学アセスメント実施の方針(アセスメント・ポリシー)に基づくモニタリング実施要領 別紙フロー</a> <a href="#">6-6-3-02 (02)成績評価点検結果報告書(学校臨床心理専攻)</a>	

	<a href="#">6-6-3-03 (02)成績評価点検結果報告書 (高度教職実践専攻)</a> ・ G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	<a href="#">6-4-3-01 (00)シラバス作成の手引き【令和4年度】</a>		再掲
	<a href="#">6-6-3-07 (00)ループリックを活用した成績評価実施要領</a>		再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	<a href="#">6-6-4-01 (00)北海道教育大学における成績評価に対する学生の異議申立てに関する規則</a>		再掲
	<a href="#">6-6-4-02 (00)大学教育情報システムトップページ</a>		再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	<a href="#">6-6-4-03 (00)「北海道教育大学における成績評価に対する学生の異議申立てに関する規則」(令和2年2月4日制定)に基づく、申立て内容、対応について</a>		再掲
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	<a href="#">6-6-4-04 (00)国立大学法人北海道教育大学法人文書管理規則</a>		再掲
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	<a href="#">1-3-1-02 北海道教育大学学則</a>	第58、59条	再掲
	<a href="#">6-3-1-03 (02)北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則</a>		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	<a href="#">1-3-1-03 国立大学法人北海道教育大学運営規則</a>	第9条第3項第7号、 第24条第4項、 第27条第2項第1項	再掲
	<a href="#">6-7-1-01 (00)北海道教育大学教員会議規則</a> <a href="#">6-7-1-02 (02)北海道教育大学教職大学院教員会議の運営に関する内規</a>	第4条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	<a href="#">6-3-4-01 (02)北海道教育大学学位規則</a>	第5条～第8条	再掲
	<a href="#">6-3-4-02 (02)北海道教育大学学位論文に関する取扱要項</a>		再掲
	<a href="#">6-7-2-01 (02)北海道教育大学大学院教育学研究科修士課程学位論文及び最終試験に関する審査基準</a>		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	<a href="#">6-7-2-02 (02)研究科教授会(令和4年3月7日開催)開催要項及び議事要旨</a>		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	<a href="#">6-3-1-01 (02)令和4年度大学院教育学研究科学校臨床心理専攻学生便覧</a>	p3, p38, p40	再掲
	<a href="#">6-3-1-02 (02)令和4年度大学院教育学研究科高度教職実践専攻学生便覧</a>	p4	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	<a href="#">6-7-2-02 (02)研究科教授会(令和4年3月7日開催)開催要項及び議事要旨</a>		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	<a href="#">6-3-4-01 (02)北海道教育大学学位規則</a>	第6条	再掲
	<a href="#">6-3-4-02 (02)北海道教育大学学位論文に関する取扱要項</a>		再掲
	<a href="#">6-7-2-01 (02)北海道教育大学大学院教育学研究科修士課程学位論文及び最終試験に関する審査基準</a>		再掲

	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 <a href="#">6-3-4-01 (02)北海道教育大学学位規則</a>			再掲
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			
<b>【特記事項】</b>				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <b>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</b>				
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>				
<b>【改善を要する事項】</b>				
<b>基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること</b>				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考		
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） <a href="#">6-8-1 (02)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）</a> ・資格の取得者数が確認できる資料 <a href="#">6-8-1-01 (00)資格取得状況</a> ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 <a href="#">6-8-1-02 (00)北海道教育大学学生表彰規則に基づく被表彰者一覧（成績優秀者H29～R3）</a>			再掲    再掲
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む。） <a href="#">6-8-2 (02)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況</a>			

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポータルにある場合は該当URL） <a href="https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/0104/0104.html">https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/0104/0104.html</a></li> <li>・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）</li> </ul>		
	<a href="#">6-8-2-01 (02)学校臨床心理専攻修了生に関する本学HP</a>		
	<a href="#">6-8-2-02 (02)教職大学院修了生に関する本学HP</a>		
	<a href="#">6-8-2-03 (02)「教職大学院10年の歩み」(抜粋)</a>		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料</li> </ul>		
	<a href="#">6-8-3-01 (02)平成30年度大学院修了時調査結果【修士課程】</a>		
	<a href="#">6-8-3-02 (02)平成30年度大学院修了時調査結果【専門職学位課程】</a>		
	<a href="#">2-3-3-07 令和3年度大学院修了時調査結果（修士課程及び専門職学位課程）</a>		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料</li> </ul>		
	<a href="#">2-3-3-08 令和3年度卒業・修了生アンケート結果</a>		再掲
	<a href="#">2-3-3-11 令和3年度教育実践交流会修了生との懇談会 4 キャンパスの概要の集約（教職大学院）</a>		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料</li> </ul>		
	<a href="#">2-3-3-09 令和3年度卒業生・修了生の就職先アンケート結果</a>		再掲
	<a href="#">2-3-3-10 令和3年度卒業生、修了生の就職先からの聞き取り調査報告（岩見沢校）</a>		再掲
	<a href="#">6-3-5-02 (02)教職大学院教育課程連携協議会開催通知及び意見まとめ</a>		再掲
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			

【改善を要する事項】